航空法

1. 案内情報

① 手続名 : 航空機の型式設計変更承認

② 手続根拠: 航空法第13条第1項③ 手続対象者: 型式証明を受けた者

④ 提出時期 : 航空法施行規則第20条第2項で準用する同規則第17条第2項による。

⑤ 提出方法 : 型式設計変更申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省航空局安全部

航空機安全課に提出してください。

⑥ 手数料 : 不要

⑦ 添付書類・部数 : 航空法施行規則第17条第2項による。

⑧ 申請書様式 : 型式設計変更申請書(航空法施行規則第11号様式)

⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先:

国土交通省航空局安全部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50203)

② 受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口:上記提出先と同

3. 手続情報

① 審查基準 : 航空法第10条第4項(航空法施行規則第14条)

通達「耐空性審査要領」(昭和41年空検第381号)

② 標準処理期間 : 航空機の開発前に申請が行われ、開発と審査が並行して実施されることから、申請

の内容により審査期間が大幅に異なるため、標準的な処理期間は定めることができ

ない。

③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)